

河川・渡船管理事務所 東横堀川・道頓堀川水門担当業務にかかる
勤務条件の変更について

1 対象職員

河川・渡船管理事務所東横堀川・道頓堀川水門担当業務に従事する技能
職員

2 勤務条件の変更内容

	変更前	変更後
勤務時間	① 9 : 00 ~ 17 : 30 ② 13 : 30 ~ 22 : 00	① 9 : 00 ~ 17 : 30 ② 14 : 30 ~ 23 : 00
休憩時間	① 12 : 15 ~ 13 : 00 ② 16 : 45 ~ 17 : 30	① 12 : 15 ~ 13 : 00 ② 17 : 45 ~ 18 : 30

3 実施時期

令和5年7月18日から令和5年9月30日まで